



## <CAM ベトナム・リサーチ・レポート>

情報提供用資料

2019年8月2日

### ベトナムにおける上場カバードワラント市場

#### 6銘柄からスタート

ベトナム国家証券委員会（SSC）の認可を受け、6月28日から上場カバードワラント（CW）の取引がホーチミン証券取引所で開始された。外国人株の制限がある銘柄へのエクスポージャーが可能になるなどメリットがある一方で、当局がカバードワラントの発行形態や適格銘柄を制限するなど制約も多く、その影響は短期的には限定的になると思われる。なお、適格26銘柄の内、現時点で実際に発行されたのは6銘柄の原株\*につき、CWの本数は16本で、発行の許可を受けた証券会社は7社である。

SSCは今後カバードワラント市場がある程度育てば、適格銘柄を現在の26銘柄から全銘柄を対象にし、コール・ワラント（買う権利）に加えプット・ワラント（売る権利）も解禁するなど、徐々に発行制限を緩和することが見込まれる。それに伴い、市場参加者は現在ほとんどが個人投資家であるが、機関投資家による参入も見込まれ市場の厚みが増すことが期待される。

現在、カバードワラントは先進4か国（独、英、米、スイス）およびアジアの8か国（タイ、香港、シンガポール、マレーシア、台湾、韓国、中国、インド）で発行されているが、2003年～2015年の期間に12か国合計で時価総額と発行総本数は、それぞれ759%、4,785%増加している。

※現在発行されているCWの原株は、FPT、ホアファットグループ、軍隊銀行、モバイルワールド、フーニアン・ジュエリー、ピナミルクの6銘柄



	2019年6月28日～	今後の展開（予想）
対象投資家	個人投資家中心	機関投資家が参加
CWの形態	コール型のみ	コール型とプット型
対象銘柄	VN30の26銘柄のみ	全上場銘柄
権利行使	ユーロピアン型（満期日のみ）	ユーロピアン型/アメリカン型 （随時）
証拠金	なし	検討事項

注）表中の「今後の展開（予想）」は現地証券会社レポートを基にキャピタル アセットマネジメント CAM にて作成

以上